

平成 30 年 11 月 15 日

お 客 様 各 位

「後見支援預金」の取扱い開始について

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）は、「後見支援預金」の取扱いを 11 月 15 日（木）より開始いたしました。

近年、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しなどの防止が広域的に図れることや、お客様の利便性が高まることが期待できます。

なお、「後見支援預金」は当金庫を含む岩手県内 6 信用金庫（盛岡信用金庫・宮古信用金庫・一関信用金庫・北上信用金庫・花巻信用金庫・水沢信用金庫）が一斉に取扱いを開始するものです。

記

1. 利用対象者

盛岡家庭裁判所から「後見支援預金」の新規契約に係る「指示書」の発行を受けた方。

2. 取扱商品

普通預金および無利息型普通預金

3. 取引方法

預入れ、払戻し等は盛岡家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき取引をいたします。

4. 制約事項

- (1) 給与・年金等の自動受け取りおよび公共料金・クレジット等の預金口座振替はご利用いただけません。
- (2) キャッシュカードは発行いたしません。
- (3) お取引は、口座を開設された店舗の窓口での取扱いに限定させていただきます。

5. 取扱開始時期

平成 30 年 11 月 15 日（木）

■本件に関するお問い合わせ先・照会先

盛岡信用金庫 事務部 事務管理課 019-652-2453

以 上

後見支援預金手続きの流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して盛岡信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。



あなたのそばに もっと身近に

盛岡信用金庫